

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市老人クラブ事業運営費補助金
補助の区分	団体運営補助、地域コミュニティ関連補助
補助の概要	高齢期の生活を豊かにするために高齢者の自主的な組織を支援することで、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を促進するため、老人クラブが行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	市内老人クラブ
補助対象経費	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	下記の補助率による。
	○少額（5万円以下）補助金の理由 少額であっても支援を行うことで、高齢期の生活を豊かにする自主的な組織の活動を維持することができる。
補助率等	次の①、②の合計額（1,000円未満切り捨て） ①単位クラブ基準27,000円 ②会員数に600円を乗じて得た数
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 高齢者の生きがいと健康づくりを目的としており、閉じこもりを予防することで介護予防にもつながることから、活動に対し手厚い支援を必要とする。
数値目標等	A 数値化 団体数の維持60団体、加入者の維持2,500人、活動毎月1回
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者の自主的な組織を支援することで、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を推進することを目的としており、費用対効果は算出できない。毎月の活動を継続することで、会員の親睦や地域社会との交流を継続することができる。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 各地区老人クラブへ申請書を送付
事業担当	（担当部署） 高齢福祉課 高齢福祉係
	（電話番号） 0259-63-3790